

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：米原市棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

東草野棚田

範囲については、別添 1 のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ○担い手の確保

- ・令和 11 年までに、地域農業の担い手を新たに 2 名育成する。

##### ○生産性・付加価値の向上

- ・令和 11 年までに、東草野棚田における地域計画の目標地図に位置付けられた担い手（一般社団法人東草野農業振興会）への農地集積を 20ha から 28ha に増加させる。
- ・令和 11 年までに、20ha の農地でドローン等を活用した共同防除を実施し、作業の効率化を図る。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ○農産物の供給の促進

- ・令和 11 年までに、甲津原交流センター等の直売所での米の年間販売量を 4.8 トンから 6 トンへ増加させる。

##### ○自然環境の保全・活用

- ・東草野棚田で実施している環境保全型の農業（環境こだわり農産物の生産と IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の取組面積 7ha を維持する。

##### ○集落機能の強化

- ・令和 11 年度まで、人口減少・高齢化により課題となっている集落コミュニティ機能の維持に対応するため、集落住民の生活課題等の情報共有や住民同士の交流を促進するための地域交流会を年 1 回実施する。

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・大学生等の援農ボランティアを募集し、年間延べ15人の参加者を確保する。

## 3 計画期間

認定の月～令和12年3月

## 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

#### ①棚田等の保全

##### ○担い手の確保

- ・棚田地権者、耕作者、集落営農組合をはじめ、援農ボランティアや地域おこし協力隊など外部人材も呼び込みながら棚田保全に取り組む人数を確保する。

##### ○生産性・付加価値の向上

- ・東草野棚田の農地を、地域計画の目標地区に位置付けられた担い手（一般社団法人東草野農業振興会）へ集積する。
- ・カメムシ、いもち対策に無人ヘリやドローンによる防除を導入する。

#### ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ○農産物の供給の促進

- ・食味基準を設ける等による品質向上を図り、棚田米の付加価値を上げることで販売量を増加させる。

##### ○自然環境の保全・活用

- ・東草野棚田で環境保全型農業（環境こだわり農産物の生産とIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の実施を継続し、自然環境保全を図る。

○集落機能の強化

- ・東草野棚田における集落や集落の農業に対する課題に対して意見交換会を行い、今後の集落の活性化につなげる。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・大学と提携し、定期的に大学生等の援農ボランティアを募集し、関係人口の増加に努める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

米原市棚田地域振興協議会は、米原市、滋賀県、農業者団体、農業者で構成する。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

その他必要な事項が生じた場合には、会長が別途定めるものとする。